

改正 2019年6月29日

改正 2019年12月21日

(趣旨)

第1条 この規程は、同志社大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為（以下「不正行為」という。）が生じた場合の適正な対応並びに不正行為防止及び対応の責任体制について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、研究者等とは、学会発表等研究成果の公表を目的として研究活動を行う本学の教職員、研究員及び学生を指す。また、当該研究活動の時点で本学の教職員、研究員及び学生であった者も同様とする。

2 この規程において、不正行為とは、研究者等が、故意又は研究者としてわかまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次に掲げる行為を指す。

(1) 同志社大学研究倫理規準第10条第4項の不正行為

(2) その他研究活動上の不適切な行為

3 この規程において、告発者とは、顕名により告発窓口で書面で不正行為に関する告発（以下「告発」という。）を行い、連絡先を開示した者をいう。

4 この規程において、被告発者とは、告発を受けた者とし、被告発者のほか、第13条第2号及び第3号に基づく調査の対象者をあわせて、被告発者等という。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、本学が指定する研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。

2 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を適切な期間保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(不正行為防止及び対応の責任体制)

第4条 学長は、不正行為の防止に努めるとともに、不正行為が発生した場合の対応について、最終責任を負う。また、不正行為の調査は、研究倫理委員会が実施する。

2 学長が指名する副学長は、学長を補佐し、本学における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じる。

3 学部、研究科、研究所、館、センター、国際教育インスティテュート等（以下「学部・研究科等」という。）の長は研究倫理教育責任者として、当該学部・研究科等に所属する研究者及び学生に対し、定期的に研究倫理に関する教育を行わなければならない。また、研究データの保存・開示についての取組を推進する。

(告発窓口)

第5条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、倫理審査室に告発窓口を置く。

2 告発窓口の責任者は、倫理審査室長とする。

(告発の相談)

第6条 不正行為が存在すると疑う者で、告発の是非や手続について疑問があるものは、告発窓口に対して相談をすることができる。なお、相談は、面談のほか、手紙、電子メール、電話、FAX等いずれの方法でも受け付けることができる。

2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認する。

3 相談の内容が、不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められている等であるときは、告発窓口の責任者は、学長及び研究倫理委員会委員長に報告する。

4 前項の報告があったときは、学長は、その内容を確認し、研究倫理委員会委員長と協議の上、相当の理由があると認めるときは、相談の対象者及び必要な範囲で関係者に対して警告を行う。

(告発の受付体制)

第7条 不正行為が存在すると思料する者は、書面により告発窓口に告発することができる。

2 告発は、原則として顕名により、不正行為を行ったとする研究者等の氏名又は名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理性のある理由及び告発者の連絡先が記載されていなければならない。

3 匿名による告発があった場合、告発窓口の責任者は、研究倫理委員会委員長と対応を協議の上、これを受け付けることができる。

4 告発窓口の責任者は、告発を受け付けたときは、速やかに学長及び研究倫理委員会委員長に報告する。学長は、被告発者が所属する学部・研究科等の長に、その内容を通知する。

5 告発窓口の責任者は、告発が郵便等でなされたときは、告発者に告発が到達した旨通知する。

(告発窓口の職員の義務)

第8条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずる等、適切な方法で実施しなければならない。

3 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

(秘密保持義務)

第9条 この規程に定める相談、調査、業務等に関わる全ての者は、それら相談、調査、業務等の過程で知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 学長及び研究倫理委員会委員長は、告発者、被告発者等、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3 調査事案が外部に漏洩した場合は、学長は研究倫理委員会委員長と協議の上、告発者及び被告発者等の了解を得て、調査中であっても、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者等の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

4 学長、研究倫理委員会委員長及びその他の関係者は、告発者、被告発者等、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者等、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することがないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第10条 学部・研究科等の長は、告発したことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 本学に所属する全ての者は、告発したことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 学長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、適切な措置を講じる。

4 学長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、告発したことを理由として当該告発者に対して、不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者等の保護)

第11条 本学及び本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、被告発者等に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 相当な理由なしに、被告発者等に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、学長は、適切な措置を講じる。

(悪意に基づく告発)

第12条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。この規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発を指す。

2 学長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、適切な措置を講じる。

(予備調査)

第13条 研究倫理委員会は、次の各号の場合は、予備調査を行わなければならない。

(1) 第7条による告発があった場合

(2) 学長の命を受けた場合

(3) 研究倫理委員会がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合
(予備調査委員会)

第14条 研究倫理委員会は、予備調査を実施するため、研究倫理委員会の下に予備調査委員会を設置する。

- 2 予備調査委員会は、3名の研究倫理委員会委員によって構成するものとし、研究倫理委員会がこれを指名する。
- 3 予備調査委員会委員長は、予備調査委員会委員の中から、研究倫理委員会が指名する。
- 4 予備調査委員会は、速やかに予備調査を実施しなければならない。ただし、書面の記載内容から当該行為が不正行為に該当しないことが明らかな場合は予備調査を実施しないことができる。
- 5 予備調査委員会は、必要に応じて、被告発者等に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求めること又は被告発者等及び関係者の事情聴取を行うことができる。
- 6 予備調査委員会は、証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第15条 予備調査委員会は、指摘された行為が行われた可能性の有無及びその行為が不正行為に該当する可能性の有無、その他この規程に定める手続きを進めるにあたって必要な事項について、予備調査を行う。

- 2 告発を受け付ける前に取り下げられた論文等に対して、論文等に関する告発についての予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か精査し、判断する。

(本調査の決定等)

第16条 予備調査委員会は、第7条による告発を受け付けた日、学長から予備調査の指示を受けた日又は研究倫理委員会委員長がその他の理由により予備調査の必要を認めた日から起算して30日以内を目安に、予備調査結果を研究倫理委員会に報告する。

- 2 研究倫理委員会は、予備調査結果を踏まえ、直ちに、本調査を行うか否かを決定する。
- 3 研究倫理委員会は、本調査を実施することを決定した場合は、告発者及び被告発者等に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。被告発者等が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
- 4 研究倫理委員会は、予備調査の対象となった論文が、予備調査の結果、大学院教育の一環として作成された学位論文で、公表されたものではなかった場合、本調査の対象としないことができる。研究倫理委員会は、その旨を学長に報告する。
- 5 研究倫理委員会は、本調査を実施しないことを決定した場合は、その理由を付して告発者に通知する。この場合、資金配分機関や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存する。
- 6 研究倫理委員会は、本調査を実施することを決定した場合は、その旨学長に報告する。学長は、第2条第2項第1号における不正行為に該当する場合のほか、必要に応じて、当該事案に係る研究費等の資金配分機関並びに文部科学省及びその他の関係省庁に、本調査を行う旨、報告するとともに、被告発者等の所属する学部・研究科等の長に通知する。また、被告発者等の所属が当該事案当時と異なる場合は、当時所属していた学部・研究科等の長にも通知する。

(専門調査委員会の設置)

第17条 研究倫理委員会は、本調査を実施することを決定した場合は、速やかに専門調査委員会を設置するとともに、その旨学長に報告する。

(専門調査委員会の委員構成)

第18条 研究倫理委員会は、専門調査委員会委員(以下「専門調査委員」という。)として、告発者及び被告発者等と直接の利害関係を有しない者3名以上を指名するものとし、その過半数は、学外の有識者としなければならない。

(本調査の通知及び専門調査委員に関する異議申立て)

第19条 研究倫理委員会は、専門調査委員会を設置した後、告発者及び被告発者等に対し、専門調査委員の氏名及び所属を通知しなければならない。

- 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者等は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書

面により、研究倫理委員会に対して専門調査委員に関する異議を申立てることができる。

- 3 研究倫理委員会は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断した場合は、当該異議申立てに係る専門調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者等に通知しなければならない。妥当でないと判断した場合は、その旨を異議申立てを行った告発者又は被告発者等に通知しなければならない。

- 4 前項の決定に対する異議申立てについては認めない。

(本調査の実施)

第20条 専門調査委員会は、研究倫理委員会が本調査の実施を決定した日から起算して30日以内を目安に、本調査を開始する。

- 2 専門調査委員会は、指摘された不正行為につき、当該研究に係る論文、生データ、実験・観察ノート、その他資料の精査、事情聴取等の方法により、本調査を行うものとする。
- 3 専門調査委員会は、被告発者等に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 4 専門調査委員会は、被告発者等に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者等から再実験等の申し出があり、専門調査委員会がその必要性を認める場合は、専門調査委員会の指導・監督の下に、その機会を与え、それに要する期間及び機器の使用等を合理的に必要とされる範囲内において保障するものとする。
- 5 告発者、被告発者等及びその他調査事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べる等、本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第21条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動のほか、専門調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第22条 専門調査委員会は、本調査を実施するに当たって、調査事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

- 2 調査事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、専門調査委員会は、調査事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼する。
- 3 専門調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者等の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第23条 専門調査委員会は、本調査の終了前であっても、調査事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等から中間報告の求めがあった場合は、研究倫理委員会に本調査の中間報告を行う。

- 2 前項の報告について、研究倫理委員会委員長は学長に報告する。報告を受けた学長は、当該資金配分機関等に中間報告書を提出する。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第24条 専門調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲を越えて外部に漏洩することがないように、十分配慮する。

(不正行為疑惑への説明責任)

第25条 専門調査委員会の本調査において、被告発者等が調査事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合は、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続きに則って行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 2 前項の場合において、再実験等を必要とする場合は、第20条第4項の定める保障を与えなければならない。

(認定の手続)

第26条 専門調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為か否かを認定する。150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して研究倫理委員会に申し出て、承認を得るものとする。研究倫理委員

会委員長は、その旨学長に報告する。

- 2 専門調査委員会は、不正行為と認定した場合は、その内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割並びにその他必要な事項について認定するものとする。
- 3 専門調査委員会は、不正行為がなかったと認定した場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うにあたっては、告発者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 5 専門調査委員会は、第2項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに、研究倫理委員会に報告しなければならない。
- 6 前項の報告について、研究倫理委員会委員長は、直ちに学長に報告しなければならない。

(認定の方法)

第27条 専門調査委員会は、本調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者等の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かを認定するものとする。

- 2 専門調査委員会は、被告発者等による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 専門調査委員会は、被告発者等の弁明及びその他の証拠によって、第2条第2項第1号及び第2号の行為があったとの疑いを覆すことができないときは、当該行為があったと認定することができる。生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬、関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者等が不正行為の疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第28条 研究倫理委員会は、専門調査委員会の調査結果に基づき、不正行為か否かを決定する。

- 2 研究倫理委員会は、専門調査委員会が第26条第3項の認定を行ったときは、その調査結果に基づき、告発が悪意に基づくものであったか否かを決定する。
- 3 研究倫理委員会委員長は、前2項の決定について学長に報告する。
- 4 学長は、速やかに、第1項の決定を告発者及び被告発者等並びに被告発者等以外で不正行為に関与したと決定された者に通知するとともに、第16条第6項に基づき本調査を実施することを通知・報告した先に対し通知・報告する。ただし、第16条第6項による報告をしていない場合であっても、学長は、必要に応じて、第1項の決定を当該事案に係る資金配分機関並びに文部科学省及びその他の関係省庁に報告する。被告発者等が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも必要に応じて、通知する。
- 5 学長は、悪意に基づく告発との決定があった場合において、その決定を告発者及び被告発者に通知するとともに、第16条第6項に基づき本調査を実施することを通知・報告した先に対し、通知・報告する。告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

(異議申立て)

第29条 第16条第5項に基づき、本調査を実施しないことが決定された場合、告発者は、その通知を受けた日から起算して14日以内に、研究倫理委員会委員長に対して異議申立てをすることができる。

ただし、その期間内であっても、同一理由による異議申立てを繰り返すことはできない。

- 2 前条第1項に基づき、不正行為であると決定された場合、被告発者等は、前条第4項による通知を受けた日から起算して14日以内に、学長に対して根拠を示して書面により異議申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による異議申立てを繰り返すことはできない。
- 3 前条第2項に基づき、告発が悪意に基づくものと決定された場合、告発者は、前条第5項による通知を受けた日から起算して14日以内に、学長に対して根拠を示して書面により異議申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による異議申立てを繰り返すことはできない。
- 4 学長は、第2項の異議申立てがあった場合は、その旨を告発者に通知するとともに、前条第4項に基づき不正行為があったことを通知・報告した先にも通知・報告する。
- 5 学長は、第3項の異議申立てがあった場合は、その旨を被告発者等に通知するとともに、前条第5項に基づき通知・報告した先にも、通知・報告する。

6 本学以外の機関に所属している告発者が、第3項の異議申立てを行った場合、学長は、その旨を告発者が所属する機関に通知する。

(異議申立ての妥当性の審査)

第30条 研究倫理委員会は、前条第1項に基づく異議申立てを受けたときは、異議申立ての妥当性を審査するために、再度研究倫理委員会で本調査を実施するか否かを審議しなければならない。

2 告発者は、前項による本調査不実施の決定に対して、再び異議申立てすることはできない。

3 学長が前条第2項又は第3項に基づく異議申立てを受けたときは、異議申立ての妥当性及び再調査を実施するか否かの審議は、異議申立審査委員会が行う。

4 異議申立審査委員会は、学長が委嘱する委員3名で構成する。

5 専門調査委員会委員及び研究倫理委員会委員は、前項の委員を兼ねることはできない。

6 第4項の委員は、本学教職員以外の者に委嘱することができる。

7 異議申立審査委員会は、前条第2項又は第3項に基づく異議申立てについて、当該事案の再調査を行うまでもなく、異議申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、学長に報告しなければならない。

8 異議申立審査委員会は、前条第2項又は第3項に基づく異議申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、学長に報告しなければならない。

9 前2項による報告を受けた学長は、異議申立人及び前条第4項から第6項に基づき異議申立てがあったことを通知・報告した先に対し、その決定を通知・報告する。

10 異議申立人は、第7項の決定に対して、再び異議申立てをすることはできない。

(再調査)

第31条 学長は、第29条第2項又は第3項の異議申立てに基づき、再調査を実施する決定がされた場合には、研究倫理委員会委員長に再調査を命じる。専門調査委員会は、異議申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと異議申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。

2 前項に定める異議申立人からの協力が得られない場合には、専門調査委員会は、再調査を行うことなく手続きを打ち切ることができる。その場合には、専門調査委員会は、直ちに、研究倫理委員会に報告しなければならない。

3 前項の報告について、研究倫理委員会委員長は、学長に報告しなければならない。報告を受けた学長は、異議申立人に対し、その決定を通知する。

4 専門調査委員会は、第29条第2項の異議申立てに基づき、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定しなければならない。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して研究倫理委員会に申し出て、その承認を得る。研究倫理委員会委員長は、その旨学長に報告する。

5 専門調査委員会は、第29条第3項の異議申立てに基づき、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して30日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定しなければならない。ただし、30日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して研究倫理委員会に申し出て、その承認を得る。研究倫理委員会委員長は、その旨学長に報告する。

6 研究倫理委員会は、第29条第2項又は第3項の異議申立てについて、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、専門調査委員の交代若しくは追加、又は専門調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、専門調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

7 前項に定める新たな専門調査委員は、第18条に準じて指名する。新たな専門調査委員を指名した場合は、第19条に準じて、告発者及び被告発者等にその氏名及び所属を通知し、異議申立ての機会を与えなければならない。

8 専門調査委員会は、第29条第2項又は第3項の異議申立てに基づく再調査の結果を研究倫理委員会に報告しなければならない。研究倫理委員会は、再調査の結果に基づき、第28条第1項ないし第2項の決定を変更するか否かを決定する。研究倫理委員会委員長は、この決定を学長に報告しなければならない。

9 学長は、前項の報告に基づき、速やかに再調査手続の結果を告発者、被告発者等及び被告発者等以外で不正行為に関与したと決定された者に通知するとともに、第29条第4項から第6項に基づき異議申立てがあったことを通知・報告した先に通知・報告する。

10 異議申立人は、再調査による研究倫理委員会の決定に対して、再び異議を申し立てることはできない。

(調査結果の公表)

第32条 学長は、不正行為があったと決定した場合には、速やかに、調査結果を公表する。

2 前項の公表における公表内容は、不正行為に関与した者の氏名及び所属、不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査の方法・手順等を含むものとする。

3 前項の規定にかかわらず、不正行為があったと決定された論文等が、告発を受け付ける前に取り下げられていた場合等、学長が必要と認める場合は、当該不正行為に関与した者の氏名及び所属を公表しないことができる。

4 不正行為がなかったと決定された場合には、原則として調査結果を公表しない。ただし、被告発者等の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

5 前項ただし書きの公表における公表内容は、不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあったこと、被告発者等の氏名及び所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

6 学長は、悪意に基づく告発が行われたと決定された場合には、告発者の氏名及び所属、悪意に基づく告発と決定した理由、調査の方法・手順等を公表する。

(本調査中における一時的措置)

第33条 学長は、本調査を行うことを決定したときから専門調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者等に対して研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

2 学長は、資金配分機関から、被告発者等の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じる。

(研究費の使用中止)

第34条 学長は、不正行為に関与したと決定された者、不正行為があった論文等の内容に重大な責任を負うと決定された者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として決定された者(以下「被決定者」という。)に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずることができる。

(論文等の取り下げ等の勧告)

第35条 学長は、被決定者に対して、不正行為と決定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告する。

2 被決定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。

3 学長は、被決定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表する。

(措置の解除、名誉回復)

第36条 学長は、不正行為がなかったと決定された場合は、本調査に際し行った研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、異議申立てがないまま申立期間が経過した後又は異議申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 学長は、不正行為がなかったと決定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

(処分についての報告)

第37条 本調査の結果、不正行為があったと決定された場合に、当該不正行為に関与した者に対して、懲戒規程等の手続に従って、処分が科されたときは、学長は、第28条第4項に基づき不正行為があったことを報告した又は第31条第9項に基づき再調査結果を報告した資金配分機関並びに文部科学省及びその他の関係省庁に対して、その処分の内容等を報告する。

2 悪意に基づく告発が行われたと決定されたことにより、当該告発者に対して、懲戒規程等の手続に従って、処分が科された場合で、第28条第4項の資金配分機関並びに文部科学省及びその他の関係省庁への報告に告発が悪意によるものであった旨が含まれていたときには、学長は、該当する

資金配分機関並びに文部科学省及びその他の関係省庁に対して、その処分の内容等を報告する。

(是正措置等)

第38条 研究倫理委員会は、本調査の結果、不正行為があったと決定された場合には、学長に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとることを勧告することができる。

2 学長は、前項の勧告に基づき、関係する学部・研究科等の長に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、本学全体に対し是正措置等をとる。

3 学長は、前項に基づいてとった是正措置等の内容を第28条第4項に基づき不正行為があったことを報告した又は第31条第9項に基づき再調査結果を報告した資金配分機関並びに文部科学省及びその他の関係省庁に対して報告する。

(事務)

第39条 この規程に関する事務は、倫理審査室事務室が取り扱う。

(改廃)

第40条 この規程の改廃は、研究倫理委員会及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この規程は、2020年1月1日から施行する。

2 不正行為が生じた場合は、この規程の定めのほか、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を参照し対応するものとする。